

令和５年度「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」等に関する、以下の業務における実施状況等の内容

- 西企画第１４６号（平成１４年１１月２２日）により申請した「地域ＩＰ網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務
- 西企画第１４７号（平成１４年１１月２２日）により申請した「『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市―尼崎市、宝塚市―伊丹市間の高速 ATM リング専用サービスの提供」に係る業務
- 西企画第８６号（平成１５年８月８日）により申請した「法人向けＩＰ電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第８７号（平成１５年８月８日）により申請した「固定電話発着０５０ＩＰ電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第１９６号（平成１６年１月２８日）により申請した「固定電話発着―携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企画第１７号（平成１６年４月２８日）により申請した「集合住宅向けＩＰ電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第１７３号（平成１６年１１月９日）により申請した「戸建て住宅向けＩＰ電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企画第６２号（平成１８年６月２９日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域―異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」に係る業務
- 西企画第８９号（平成１８年９月１日）により申請した「地域ＩＰ網経由のエンドユーザ間ＩＰｖ６通信に係る料金設定」に係る業務
- 西企画第８９号（平成１９年１０月２５日）により申請した「次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第９０号（平成１９年１０月２５日）により申請した「次世代ネットワークを利用したＩＰ電話サービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企画第９１号（平成１９年１０月２５日）により申請した「イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定」に係る業務
- 西企営第９２号（平成２２年９月１３日）により申請した「行政区域―異行政区域間における映像通信網サービスの提供」に係る業務
- 西企営第２５号（平成２３年５月２６日）により申請した「次世代ネットワークを利用したエンドエンド通信の県間役務の提供」に係る業務
- 西企営第１５号（平成２４年５月２１日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供」に係る業務
- 西企営第１５０号（平成２６年１月１５日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第１８１号（平成２６年３月１７日）により届出した「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供」に係る業務

- 西企営第46号（平成26年6月30日）により届出した「当社のサーバ設備を利用した回線監視サービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第71号（平成26年9月1日）により届出した「固定電話発携帯電話着およびPHS着の県間伝送料金設定」に係る業務
- 西企営第118号（平成26年12月26日）により届出した「多数の一般ユーザー向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定」に係る業務
- 西企営第131号（平成27年2月3日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービスの提供」に係る業務
- 西企営第19号（平成27年6月1日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第28号（平成27年6月8日）により届出した「サーバ設備を利用したアプリケーションサービス、ユーザーデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第113号（平成27年12月1日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザーデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第5号（平成28年4月7日）により届出した「アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザーデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP内線電話サービス、サポートサービス等の提供」に係る業務
- 西企営第79号（平成29年8月28日）により届出した「情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス」に係る業務
- 西企営第200号（平成31年3月29日）により届出した「クローズド・ユーザー・グループ型サービス」に係る業務
- 西企営第104号（令和元年8月30日）により届出した「固定電話発一携帯電話着の県間伝送等料金設定」に係る業務
- 西企営第154号（令和元年11月22日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザーデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供」に係る業務
- 西企営第125号（令和2年10月30日）により届出した「アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第4号（令和3年4月12日）により届出した「県間のIP電話サービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第198号（令和4年1月20日）により届出した「通話転送サービス、サポートサービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第208号（令和4年2月4日）により届出した「アプリケーションサービス、ユーザーデータの複製・保管サービス、サポートサービスの役務提供」に係る業務
- 西企営第52号（令和4年7月8日）により届出した「サーバ設備及びアプリケー

ションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供」に係る業務

○企営 155500000191 号（令和 5 年 1 2 月 1 日）により届出した「県間の IP 電話サービス等の役務提供」に係る業務

※西企画第 1 4 7 号（平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日）により申請した「『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市—尼崎市、宝塚市—伊丹市間の高速 ATM リング専用サービスの提供」に係る業務については、『兵庫情報ハイウェイ』構築に係る兵庫県西宮市—尼崎市、宝塚市—伊丹市間の高速 ATM リング専用サービスが平成 2 1 年 4 月 1 日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第 8 9 号（平成 1 8 年 9 月 1 日）により申請した「地域 IP 網経由のエンドユーザ間 IP v 6 通信に係る料金設定」については、フレッツ・v 6 アプリの東西間通信が平成 2 4 年度末（平成 2 5 年 3 月 3 1 日）をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企営第 1 3 1 号（平成 2 7 年 2 月 3 日）により届出した「情報通信機器等の設置・サポートサービスの提供」については、西企営第 7 9 号（平成 2 9 年 8 月 2 8 日）「情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス」により新たに届出したことから報告の対象外とします。

※西企営第 4 6 号（平成 2 6 年 6 月 3 0 日）により届出した「当社のサーバ設備を利用した回線監視サービスの役務提供」については、光回線監視サービスが平成 3 0 年 3 月 9 日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第 1 4 6 号（平成 1 4 年 1 1 月 2 2 日）により申請した「地域 IP 網の県間接続によるフレッツサービスの広域化」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成 3 1 年 1 月 3 1 日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第 8 6 号（平成 1 5 年 8 月 8 日）により申請した「法人向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成 3 1 年 1 月 3 1 日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第 1 7 号（平成 1 6 年 4 月 2 8 日）により申請した「集合住宅向け IP 電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成 3 1 年 1 月 3 1 日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第173号（平成16年11月9日）により申請した「戸建て住宅向けＩＰ電話サービスの県間伝送等料金設定」に係る業務については、フレッツ 光プレミアムが平成31年1月31日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企営第28号（平成27年6月8日）により届出した「サーバ設備を利用したアプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供」に係る業務については、スマート光ビジネス UC が令和2年2月29日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※ 西企画第62号（平成18年6月29日）により申請した「兵庫県による情報通信基盤構築に係る行政区域－異行政区域間におけるイーサネットインターフェース形式の回線サービスの提供」に係る業務については令和3年9月1日をもってサービス終了したことから報告の対象外とします。

※西企画第196号（平成16年1月28日）により申請した「固定電話発一携帯電話着の県間伝送料金設定」に係る業務、西企営第71号（平成26年9月1日）により届出した「固定電話発携帯電話着およびPHS着の県間伝送料金設定」に係る業務については、令和5年3月31日をもってPHSサービスが終了したことから報告の対象外とします。

1. ネットワークのオープン化

（1）固定電話発一〇五〇ＩＰ電話着の県間伝送料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。

（添付資料4）

（2）次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したＩＰ電話サービスの県間役務提供・料金設定、イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定及び多数の一般ユーザ向けにＩＰ通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」、「優先パケットに係るＩＰ通信網県間区間伝送機能」、「イーサネットフレーム伝送機能」、「一般收容局ルータ優先パケット識別機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」、「関門系ルータ交換機能」、「中間配線盤利用機能」、

「光ＩＰ電話接続機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料２、４、５、９)

次世代ネットワークにおけるＩＰｖ６インターネット接続については、提供機能に係る接続料等の規定を接続約款に定め公表しております。(添付資料２、９)

(３) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたり、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る提供条件等については、平成１５年２月に公表し実施しているところですが、令和５年度においては、新たな県間中継光ファイバの提供区間の追加はありませんでした。(添付資料３)。

(４) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供及び多数の一般ユーザ向けにＩＰ通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料２、９)

(５) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料１、２、９) また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料６)

(６) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料１、２、９) また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料６)

(７) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「ＩＰ通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料１、

2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(8) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(9) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(10) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP内線電話サービス、サポートサービス等の提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」「イーサネットフレーム伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(11) 情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、

2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(12) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(13) 固定電話発一携帯電話着の県間伝送等料金設定

本業務は他事業者との相互接続により、既存の中継系交換設備及び端末系交換設備を用いて実現しており、そのオープン化措置としては、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部専用機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料4、8)

(14) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」として接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる局舎コロケーション等の提供条件についても、接続約款に定め公表しております。(添付資料6)

(15) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており(添付資料2、9)、当社の固定電話網について「中継交換機能」「中継交換機回線対応部専用機能」「中継交換機回線対応部共用機能」「加入者交換機能」、「携帯・自動車電話事業者特殊精算機能」、「加入者交換機回線

対応部専用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」として、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインタフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じており（添付資料１）、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。（添付資料６）

なお、本業務を提供するサーバ設備、インターネット接続回線は、既存の当社の固定電話網等とは別に公募により調達しております。

（１６）県間の IP 電話サービスの役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場においてGWルータ等のインタフェース条件について情報開示を行っており、当社の業務区域内に設置するGWルータ及び当社の業務区域外に設置するGWルータは第一種指定電気通信設備として指定されており※、さらに、本業務に用いる県間伝送路は公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するものを用い、中間配線架及び中継ルータについては、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、「光IP電話接続機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料５）。

※ 平成１３年総務省告示第２４３号（電気通信事業法第三十三条第１項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第１項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する件（令和５年総務省告示第３号 令和５年１月１６日）

（１７）通話転送サービス、サポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「IP通信網県間区間伝送機能」「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料２、９）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。（添付資料６）

（１８）アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP通信網県間区間伝送機能」、「一般收容局ルータ

接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1、2、9）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。（添付資料 6）

（19）サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、「特別收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」、「IP 通信網県間区間伝送機能」、「一般收容局ルータ接続ルーティング伝送機能」として、接続約款に定め公表しております。（添付資料 1、2、9）

また、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能となっております。（添付資料 6）

（20）県間の IP 電話サービス等の役務提供

本業務の実施に係るネットワークのオープン化措置としては、他事業者設備とは GWルータおよび中間配線架を用いて相互接続を実施するが、当社の業務区域内に設置している GWルータ、県間伝送路（既に公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するもの）、中継ルータ、当社の業務区域外に設置している GWルータについては第一種指定電気通信設備として指定されており※、既に接続約款において中継系交換機能及びルーティング伝送機能としてアンバンドルし接続料を設定する等のオープン化措置を講じています。さらに、本業務に用いる県間伝送路は公募により調達したもの、自ら敷設・保有するもの及び新たに公募により調達するものを用い、中間配線架及び中継ルータについては、第一種指定電気通信設備である県内設備と一体的に利用されることから、「第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なもの」と位置づけ、「光 IP 電話接続機能」として接続約款に定め公表しております。（添付資料 5）。

※ 平成 13 年総務省告示第 243 号（電気通信事業法第三十三条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する件（令和 5 年総務省告示第 3 号 令和 5 年 1 月 16 日）

2. ネットワーク情報の開示

(1) 固定電話発着・IP電話着の県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 12）

(2) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定、イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定及び多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施にあたっては、中継系交換設備、ISP用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびにIP通信網サービス、音声利用IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 12、14、15、16）

(3) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービスの提供

本業務の実施にあたっては、回線終端装置の接続に必要なインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、技術参考資料として公表しております。（添付資料 17）

また、県間中継光ファイバとの接続に必要な一般中継光主配線端子盤のインターフェース条件については、その条件を公表しております。（添付資料 11）

(4) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供及び多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務の実施にあたっては、ISP用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 14）

(5) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

(6) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス

及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（7）インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（8）情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（9）情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（10）アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（11）情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（12）クローズド・ユーザ・グループ型サービス

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線

ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびに IP 通信網サービス及び LAN 型通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 10、14、15、16①、16③）

（13）固定電話発一携帯電話着の県間伝送等料金設定

他事業者網との接続に必要な中継系交換設備および端末系交換設備のインターフェース条件については、本業務実施前のインターフェース条件により接続可能であり、接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 12、13）

（14）情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（15）アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款に定め公表しています。（添付資料 10、14）

（16）県間の IP 電話サービスの役務提供

本業務の実施にあたっては、当社の中間配線架と GW ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しています。（添付資料 19）

（17）通話転送サービス、サポートサービスの提供

本業務の実施にあたっては、中継交換機、ISP 用接続ルータ、収容局ルータ、一般中継局ルータ、中継局イーサネットスイッチについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）ならびに IP 通信網サービス、音声利用 IP 通信網サービスに係る技術参考資料に定め公表しております。（添付資料 12、14、15、16）

（18）アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサ

サービスの提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（19）サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

本業務の実施にあたっては、端末回線の線端、専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置、ISP 用接続ルータ、收容局ルータ、一般中継局ルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しております。（添付資料 10、14）

（20）県間の IP 電話サービス等の役務提供

本業務の実施にあたっては、当社の中間配線架と GWルータについて、接続に必要なインターフェース条件を接続約款（技術的条件集）に定め公表しています。（添付資料 19）

3. 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

当該業務と同様の業務を実施する又は実施しようとする際に必要不可欠な情報へのアクセスについて、他事業者から要望があり、各種情報を公開情報ホームページで公表しております。

なお、従来より当社の保有する光ファイバ及びコロケーションに関しては、情報開示を実施しております。（添付資料 18）

4. 営業面でのファイアーウォール

当社は従来から公正競争条件に十分配慮して事業活動を行ってきており、令和5年度においても以下のとおり実施しております。

- ① 本社、支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続関連情報の目的外利用が行われないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。（添付資料 20）

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和6年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っており、その報告書の内容については公表されて

おります。(添付資料 2 1)

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員等に対する公正競争の確保等を内容とした集合研修・eラーニング等により徹底した指導を実施しております。(添付資料 2 0)

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) I D 管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。
- 等

また、本業務の営業活動の子会社等に委託する場合にあたっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導しております。

5. 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）及び収支状況

当該業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内業務と会計を分計しており、当該業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行っております。(添付資料 2 2)

当該業務に関する令和 5 年度の収支状況は以下のとおりです。

(単位：百万円※ 1)

業務	営業収益	営業費用	営業利益
(1) 固定電話発着 050 IP 電話着の県間伝送料金設定	77	72	5
(2) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定※ 2	11,241	7,611	3,630
(3) 次世代ネットワークを利用した IP 電話サービスの県間役務提供・料金設定※ 3	3,158	1,859	1,299
(4) イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定	2,992	3,113	▲ 121
(5) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス	2	2	0

(6) インターネット接続回線 上のサーバ設備を利用したアプ リケーションサービスの提供	1 1 3	3 5	7 8
(7) インターネット接続回線 上のサーバ設備を利用したアプ リケーションサービス及びメール 等送受信サービスの提供	0	0	0
(8) インターネット接続回線 上のサーバ設備を利用したアプ リケーションサービス及びユー ザデータの複製・保管サービス の提供	9	1 6 5	▲ 1 5 6
(9) 情報通信機器等の設置・ サポートサービス及びメール等 送受信サービスの提供	5 , 2 8 9	5 , 6 5 5	▲ 3 6 6
(1 0) 情報通信機器等の設置・ サポートサービス、アプリケー ションサービス、ユーザデータ の複製・保管サービス及びメール 等送受信サービスの提供	1 , 1 5 4	3 , 9 9 1	▲ 2 , 8 3 7
(1 1) アプリケーションサー ビス、メール等送受信サービ ス、ユーザデータの複製・保管 サービス、コンテンツ配信向け サービス、IP 内線電話サービ ス、サポートサービス等の提供	2 6 4	1 , 8 2 0	▲ 1 , 5 5 6
(1 2) 情報通信機器等の設置・ 設定・サポートサービス	2 , 7 4 3	4 , 5 9 3	▲ 1 , 8 5 0
(1 3) クローズド・ユーザ・ グループ型サービス	1 0 2	6 9	3 3
(1 4) 固定電話発着・携帯電話 着の県間伝送等料金設定	8 3 4	2 8 3	5 5 1
(1 5) 情報通信機器等の設置・ サポートサービス、アプリケー ションサービス、ユーザデータ の複製・保管サービス、コンテ ンツ配信向けサービス、メール 等送受信サービスの提供	5 1 1	1 , 4 8 6	▲ 9 7 5

(16) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供	0	11	▲11
(17) 県間の IP 電話サービスの役務提供	12,528	5,460	7,068
(18) 通話転送サービス、サポートサービスの提供	11	168	▲157
(19) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供	396	1,187	▲791
(20) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供	17	171	▲154
(21) 県間の IP 電話サービス等の役務提供	10,707	5,371	5,336

※1 本数値は十万円単位を四捨五入したものです。

※2 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供、多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

※3 多数の一般ユーザ向けに IP 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

また、当該業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く）の合計額を上回るよう設定しております。

6. 関連事業者の公平な取扱い

(1) 固定電話発着・IP電話着の県間伝送料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料4)

(2) 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定、次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定、イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定及び多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2、4、5、9)

なお、次世代ネットワークを利用したフレッツサービス及びIP電話サービスの東西間伝送路及び県間伝送路、並びにイーサネットサービスの東西間伝送路及び県間伝送路の提供事業者の選定手続きについては、公平性・透明性に十分留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

① 次世代ネットワークを利用したイーサネットサービスの提供に関わるNTT西日本とNTT東日本の提供エリア間を接続する県間伝送路

- A) 令和5年1月31日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 令和5年4月10日：応募意思表示締切
1社から意思表示あり。
- C) 令和5年5月22日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

② 次世代ネットワークを利用したイーサネットサービスの提供に関わる西日本エリア内の県間伝送路

- A) 令和5年6月20日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 令和5年8月4日：応募意思表示締切
1社から意思表示あり。
- C) 令和5年10月5日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

- A) 令和5年12月27日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 令和6年2月12日：応募意思表示締切
1社から意思表示あり。
- C) 令和6年3月14日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

③次世代ネットワークを利用したフレックスサービスおよびIP電話サービスの提供に関わるNTT西日本とNTT東日本の提供エリア間を接続する県間伝送路
令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

④次世代ネットワークを利用したフレックスサービスおよびIP電話サービスの提供に関わる西日本エリア内の県間伝送路等

- A) 令和5年1月31日：募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 令和5年4月10日：応募意思表示締切
1社から意思表示あり。
- C) 令和5年5月22日：選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

(3) 行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

本業務の実施に係る県間伝送路の構築については、当社自ら実施するものであり、関連事業者を取扱う機会はありませんでした。

なお、自ら構築した県間伝送路に関する県間中継光ファイバの利用に係る関連事業者の取扱いについては、「1. ネットワークのオープン化」等に記載のとおり、公平性・透明性を確保しております。

(4) 次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供及び多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供については、次世代ネットワークを利用したフレックスサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2、9)

(5) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表してお

ります。(添付資料 1、2、9)

なお、令和 5 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(6) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、9)

なお、令和 5 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(7) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、9)

なお、令和 5 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(8) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、9)

なお、令和 5 年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(9) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料 1、2、9)

なお、情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供、情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービス等の提供用サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づき、当該サーバ設備及びインターネット接続回線区間の提供事業者の選定手続きについては、公平性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

A) 令和 5 年 7 月 20 日 : 募集を案内

事業者に対し、募集内容を案内。

B) 令和5年8月20日 : 応募意思表示締切

1社からの意思表示あり。

C) 令和5年8月22日: 選定結果通知

応募事業者に対し選定結果を通知。

(10) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP内線電話サービス、サポートサービス等の提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(11) 情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス

情報通信機器等の設置・設定・サポートサービスの提供については、インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(12) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

クローズド・ユーザ・グループ型サービスについては、次世代ネットワークを利用したフレッツサービスと同様の設備を利用しております。

なお、他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(13) 固定電話発一携帯電話着の県間伝送等料金設定

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料4、8)

(14) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、

ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービス等の提供用サーバ設備とインターネットとの間の通信を可能にするために他の電気通信事業者との合意に基づき、当該サーバ設備及びインターネット接続回線区間の提供事業者の選定手続きについては、公平性・透明性に十分に留意し、具体的には以下のとおり実施しております。

- A) 令和5年10月2日 : 募集を案内
事業者に対し、募集内容を案内。
- B) 令和5年11月2日 : 応募意思表示締切
1社からの意思表示あり。
- C) 令和5年12月1日: 選定結果通知
応募事業者に対し選定結果を通知。

(15) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

他事業者との相互接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(16) 県間のIP電話サービスの役務提供

本業務に用いる当社の次世代ネットワークに関する接続条件については、接続約款に定め公表しています。(添付資料14、19)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

(17) 通話転送サービス、サポートサービスの提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

(18) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。

また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

(19) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の役務提供

他事業者との接続に関する接続条件については、接続約款に定め公表しております。(添付資料1、2、9)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。
また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

(20) 県間のIP電話サービス等の役務提供

本業務に用いる当社の次世代ネットワークに関する接続条件については、接続約款に定め公表しています。(添付資料14、19)

なお、令和5年度において県間伝送路の新たな調達はありませんでした。
また、接続約款の規定に基づき他事業者との接続と同等の条件で他の市場支配的な電気通信事業者との接続を実施しております。

7. 多数の一般ユーザ向けにサービスを提供する電気通信事業者に対する卸電気通信役務の提供における適正性・公平性・一定の透明性の確保

(1) 多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定

本業務における卸電気通信役務の提供にあたり、当社は電気通信事業法、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(平成27年2月27日公表、以下「サービス卸ガイドライン」という)等を踏まえた対応をしております。

また、当該卸電気通信役務の料金その他の提供条件について、適正性及び公平性を確保すること、一定の透明性を確保すること等のため、総務省から当社に要請されている「FTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務の提供に関して対応及び報告すべき事項について(総基事第12号平成27年2月27日)」を受けて、「サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応」、「サービス卸の提供条件の公平性、適正性及び透明性の確保」、「サービス卸に係る市場動向の把握・検証」に関する対応および総務省への報告を行っております。

8. 利用状況

本業務に関する令和5年度末現在の契約数等の状況は以下のとおりです。

(1) 固定電話発着・IP電話着の県間伝送料金設定

令和5年4月1日～令和5年12月31日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	15,763	543	124

（２）次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定

	フレッツ・VPNゲート	フレッツ・VPNワイド
契約数	125	198,917

	フレッツ・キャスト	
	ベストエフォート型	帯域確保型
契約数	27	0

	地上デジタル放送IP再送信 事業者向けサービス
契約数	10

（注）フレッツ・VPNゲート、フレッツ・VPNワイド、フレッツ・キャスト、地上デジタル放送IP再送信事業者向けサービスの各サービスについては、県内・県間利用の区分はありません。

（３）次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定

令和5年4月1日～令和5年12月31日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	116,261	4,072	126

（注）多数の一般ユーザ向けにIP通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

（４）イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定

	ビジネスイーサワイド	Interconnected WAN
契約数	3,286	212

（注）ビジネスイーサワイドについては、県内通信のみを行う契約数も含んでいます。

（５）行政区域－異行政区域間における映像通信網サービス

	第1種映像伝送サービス	フレッツ・テレビ
契約数	2	20,062

（６）次世代ネットワークを利用したエンドーエンド通信の県間役務提供

	フレッツv6オプション
--	-------------

契約数	8, 122, 908
-----	-------------

(注) 多数の一般ユーザ向けに I P 通信網サービス等を提供する電気通信事業者に対して卸電気通信役務を提供するために、県間の役務提供及び他事業者の提供する電気通信役務に係るものも含めた料金設定を含みます。

(7) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービスの提供

	セキュリティ機能見張り番
契約数	48, 435

(8) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びメール等送受信サービスの提供

	標的型メール訓練機能
契約数	21

(9) インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス及びユーザデータの複製・保管サービスの提供

	フレッツ・あずけ～る
契約数	528, 022

(10) 情報通信機器等の設置・サポートサービス及びメール等送受信サービスの提供

	UTM 設置サポートサービス
契約数	45, 886

	Server サポートサービス
契約数	3, 278

(11) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス及びメール等送受信サービスの提供

	証明書等発行サービス
契約数	78

	パソコンおまかせプラン
契約数	1, 729

	おまかせ AI 働き方みえ～る
契約数	1, 385

	端末管理サービス
--	----------

	セキュリティおまかせプラン クラウドプロキシ機能
--	-----------------------------

契約数	67,123
-----	--------

契約数	733
-----	-----

	elgana
契約 ID 数	34,538

- (12) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、IP 内線電話サービス、サポートサービス等の提供

	ひかりクラウド PBX
契約数	249

	おまかせ AIOCR
契約数	189

	オフィスプライムサポート (契約者拠点以外での使い方 サポート)
契約数	2,219

- (13) 情報通信機器等の設置・設定・サポートサービス

	スマート光ビジネス Wi-Fi
契約数	78,025

- (14) クローズド・ユーザ・グループ型サービス

	フレッツ・VPNプライオ
契約数	8,066

- (15) 固定電話発着・携帯電話着の県間伝送等料金設定

令和5年4月1日～令和5年12月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	202,827	6,298	112

- (16) 情報通信機器等の設置・サポートサービス、アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、コンテンツ配信向けサービス、メール等送受信サービス

	クラウド型カメラとれ～る 基本契約
契約数	1,617

	クラウド型カメラとれ～る 画像解析・配信オプション	クラウド型カメラとれ～る 画像連携APIオプション
契約数	2	0

	ルーターおまかせプラン
契約数	14,262

(17) アプリケーションサービス、メール等送受信サービス及びサポートサービスの提供

	特殊詐欺対策サービス
契約数	968

(18) 県間のIP電話サービスの役務提供

令和5年4月1日～令和5年12月31日

	通信回数(千回)	通信量(千時間)	平均通信量(秒)
利用状況	652,294	16,118	89

(19) 通話転送サービス、サポートサービスの役務提供

	ひかりクラウド電話(GCS)
契約数	245

(20) アプリケーションサービス、ユーザデータの複製・保管サービス、サポートサービスの提供

	おまかせクラウドストレージ
契約数	6,142

(21) サーバ設備及びアプリケーションを用いた電気通信回線に接続される情報通信機器等の設定・管理等の提供

	フレッツ・SDx (東西接続機能)
--	----------------------

契約数	40
-----	----

(2 2) 県間の IP 電話サービス等の役務提供

令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

	通信回数（千回）	通信量（千時間）	平均通信量（秒）
利用状況	568, 466	14, 566	92

以上

添付資料一覧

添付資料No.	資 料 項 目	
1	「地域 I P 網と I S P 事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
2	「 I P 通信網県間区間伝送機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
3	「県間中継光ファイバ設備に関する情報」（区間追加情報）	Pdf
4	「中継系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
5	「音声利用 I P 通信網サービス」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
6	「コロケーション」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
7	「一般番号ポータビリティ実現機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
8	「端末系交換機能」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
9	「次世代ネットワークと他事業者網との接続に関する接続条件」関連接続約款規定（抜粋）	Pdf
10	「地域 I P 網との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
11	「県間中継光ファイバとの接続に必要なインタフェース条件」接続協定規定（抜粋）	Pdf
12	「他事業者網との接続に必要な中継交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
13	「他事業者網との接続に必要な加入者交換設備インタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）	Pdf
14	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（ I P 通信網/ I S P 通信網）	Pdf
15	「次世代ネットワークとの接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集（抜粋）（ L A N 型通信網）	Pdf
16-①	技術参考資料 I P 通信網サービスのインタフェース〈光ネクスト、光ライト編〉	Pdf
16-②	技術参考資料 音声利用 I P 通信網サービスのインタフェース 〈第 2 種サービス タイプ 2〉	Pdf
16-③	技術参考資料 L A N 型通信網サービスのインタフェース 〈ビジネスイーサワイド編〉	Pdf
17	技術参考資料 フレッツ・テレビ伝送サービスのインタフェース	Pdf
18	コロケーション、光ファイバに関する情報開示の対応状況	Pdf
19	「光 I P 電話との接続に必要なインタフェース条件」接続約款技術的条件集抜粋	Pdf
20	社内向けマニュアル「電気通信事業における公正競争の確保に関するマニュアル」	※
21	「他事業者情報等の適正利用に関する規程」概要	※
22	費用（収益）項目別一覧	※

※ 資料 20、21、22 については、経営上の秘密に属する情報、または公開には馴染まない社内文書・規程類等であることから、公表を差し控えさせていただきます。